

## 人権週間講演会

人権と尊厳

～みんなが自分らしく生きるために～

**日時** 11月29日(水) 午後1時30分～3時(午後1時開場予定)

**場所** 文化会館小ホール

**講師** 渡辺哲雄氏

**入場料** 無料

**主催** 市、津島人権擁護委員協議会津島地区委員会

**後援** 市教育委員会、市青少年問題協議会

**問合せ** 人権推進課人権同和・男女参画G 内線2271



# 人が人であること

## 人権を理解する作品展

昨年12月に「人権週間」行事の一環として、小中学生を対象に作品コンクールを実施しました。

応募作品の中から作品を選出し、展示を行います。

**期間** 11月20日(月)～12月14日(木)午前9時～午後6時(ただし、初日は午後1時から、最終日は正午まで)

**場所** 市立図書館1階力ウンター奥展示コーナー

**展示物** ポスター、書道、標語

**問合せ** 人権推進課人権同和・男女参画G 内線2271

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月13日(月)～19日(日)

夫やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談ができます。相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽に相談してください。

**相談専用電話**(全国共通)

☎0570-070-810

**相談日時** 11月13日(月)～19日(日)

(平日) 午前8時30分～午後7時

(土日) 午前10時～午後5時

※なお、強化週間外は平日の午前8時30分～午後5時15分

**相談担当者** 法務局職員および人権擁護委員

**問合せ** 名古屋法務局人権擁護部

☎052-952-8111

内線1831

## ひとりで悩んでいませんか?

11月12日(日)～25日(土)は『女性に対する暴力をなくす運動』期間です

DVやストーカー行為などは重大な人権侵害であり、性別を問わず決して許されないものです。しかし、暴力の現状や日本の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

DVとは、配偶者やパートナーなど親密な間柄にある人から一方的に受ける暴力です。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれます。

また、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月に施行され、住居等付近をみだりにうろつくこと、拒まれたにもかかわらずSNS(ライン・ツイッター)などを連続して送信することも新たに規制対象となりました。

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか。内容はすべて秘密ですので安心してご相談ください。

**相談窓口** 人権推進課

※予約不要、電話・面接どちらも無料

**時間** 午前8時30分～午後5時15分

(市役所閉庁日は除く)

**問合せ** 人権推進課人権同和・男女参画G 内線2271

## 人権問題学習講座(市民啓発コース)

### 「男の料理教室」(調理実習)

〜わくわく料理体験〜

サンドカツ甘酢添え、小松菜とりのり  
和え物、味噌汁の三品を講師と一緒に  
作ります。

**日時** 11月25日(土) 午前10時〜正午

**場所** 南文化センター2階生活改善室

**講師** 市主任管理栄養士

**対象** 市内在住、在勤、在学(高校生以  
上)の男性

※小学3年生以上のお子さんまたはお  
孫さんの参加可。

**定員** 16人(同伴者含む)定員になり次  
第締切

**持ち物** エプロン

**受講料** 無料

**申込** 11月8日(水)〜20日(月)に電話また  
は直接左記へ。

## パブリックコメント

### 皆さんの意見を募集します

あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの  
実現に寄与することを目的とした、「津島市人権が尊重されるまちづ  
くり条例」案を作成しました。

この条例案をより良くするために、広く市民の皆さんから意見を募  
集します。

#### 意見募集期間

11月1日(水)〜30日(木)(必着)

**公表方法** 市ホームページまたは、人権推進課、神守支所および神島  
田連絡所で本条例案の閲覧ができます。

**意見の提出方法** 意見のある方は、本条例案の内容を確認の上、「住  
所」「氏名」「電話番号」「意見」を明記し、直接または郵送、FAX、  
電子メールにより、人権推進課へ提出いただくか、神守支所、神島田  
連絡所に設置してある投函箱に投函してください。所定の書式はあ  
りません。

#### 提出先

〒496-8686(住所不要)

津島市役所人権推進課宛て

☎ 24-1791

✉ jinken@city.tsushima.lg.jp

**問合せ** 人権推進課人権同和・男女参画G 内線2272

### 児童虐待防止推進月間

「いちはやく 知らせる勇氣  
つなぐ声」

あなたの連絡・相談が子どもを守る  
とともに、子育てに悩む保護者を支  
援するための大きな一歩となります。

#### あなたにできる防止対策

・まわりの子どもに関心を持ってくだ  
さい。

・自分の周囲で虐待が疑われる事実を  
知ったら、ためらわず通報してくださ  
い。

#### 問合せ・相談先

子育て支援課子育て支援G

内線22223

家庭児童相談室 ☎ 24-0350

海部児童・障害者相談センター

☎ 25-8118

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189(いちはやく)

※託児(4カ月から未就学児までのお  
子さん。人数に制限あり。無料)を希  
望の方は申込みが必要。

**問合せ** 人権推進課人権同和・男女参画  
G 内線2271



## 子ども・若者育成支援県民運動

### 強調月間

11月1日(水)〜30日(木)

**育てよう 自分に勝てる子 負けない子**

児童虐待や貧困問題、ひきこもりや  
不登校など、今日の青少年を取り巻く  
環境は複雑かつ深刻化するとともに、ス  
마트フォンなどの通信機器の急速な  
普及により、青少年が犯罪被害に巻き  
込まれる危険性も懸念されています。

子ども・若者の健やかな成長のため  
に、当強調月間へのご理解、ご協力をお  
願いします。

### 街頭啓発キャンペーン

**日時** 11月16日(木) 午後3時30分

**場所** 津島駅周辺

**主催** 県、県青少年育成県民会議、市  
青少年問題協議会

**問合せ** 市青少年問題協議会(社会教育  
課生涯学習G内)内線22222



あなたの身は

# 誰が守りますか？



## 11月12日(日)は 「あいち地震防災の日」

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路、災害時での家族間の連絡方法の確認などをしておきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。

※避難所一覧、非常持ち出し品チェックリストなど、市ホームページ(くらし)→安心・安全→防災(左)をご覧ください。

問合せ 危機管理課危機防災G  
内線23321・23322

## 津島市総合防災訓練

南海トラフ巨大地震に備え、市民のみなさんの防災意識の高揚と、自主防災組織の育成を図るため、防災訓練を行います。神守中学校区の小中学生をはじめとした地域住民と自主防災組織の方々を中心に、神守小学校、蛭間小学校、高台寺小学校で各種訓練を行います。

訓練会場は、どなたでも観覧できます。駐車場がありませんので、自動車でのお越しはご遠慮ください。

**日時** 11月11日(土) 午前8時  
**場所** 神守小学校、蛭間小学校、高台寺小学校のグラウンドおよび体育館

※気象警報発令などにより中止となる場合があります。

問合せ 危機管理課危機防災G  
内線23321・23322

## 弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に、国民がとるべき行動について、国から通知がありました。

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、「Jアラート(全国瞬時警報システム)」を活用し、津島市防災ほっとメールのほか、緊急速報メール(エリアメール)等により緊急情報をお知らせします。

メッセージが流れたら、直ちに左記の行動をとってください

### 屋外にいる場合


- ・ 近くの建物の中か、地下に避難する。
- ・ 近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すが、地面に伏せて頭部を守る。

### 屋内にいる場合

- ・ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

問合せ 危機管理課危機防災G  
内線23321・23322

**防災ほっとメール**  
携帯電話で、下記URL「防災ほっとメール」にアクセスをして、登録をお願いします。(通信料必要)  
<http://www.anshin-bousai.net/tsushima/>



QRコード

シートベルト・チャイルドシート  
着用徹底強化旬間

11月11日(土)～20日(月)

後部座席でもシートベルト、「カチッと」ね

後部座席でシートベルトを着用しないと、交通事故に遭った場合、自分自身への大きな被害、車外放出、前席同乗者への加害などの危険性があります。後部座席でのシートベルトの着用は、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ります。

シートベルトは命綱！車に乗ったら、まず、全員がシートベルトをカチッと締めましょう。

抱っこは守れない 子どもの命

時速40kmで衝突時、子どもの体重は実際の約30倍にも相当します。これでは、大人がどんなに力持ちでも「抱っこ」で支えることはできません。

子どもを事故から守るのは、大人の責任です。

チャイルドシートは習慣づけることが大切です。また、チャイルドシートが正しく取り付けられているかどうかを確認してください。正しく取り付けしていないと効果が薄れて、重大な事故につながるケースもあります。

問合せ 市民協働課地域

コミュニケーション  
内線22522



秋季全国火災予防運動 11月9日(木)～15日(水)



火の用心 ことばを形に 習慣に

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・このくらいなら良いと油断しない。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・出火延焼防止のために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を備える。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器は付いていますか？

一般住宅でも住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。住宅用火災警報器は家族や近所にいち早く火災発生を知らせてくれるものです。住宅用火災警報器の作動により、火災を未然に防ぐことができた事例が多く報告されています。

まだ、設置されていないご家庭は大切な家族とご自身のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

いざという時に作動しますか？

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化され、そろそろ電池が切れる時期となります。種類によって異なりますが、電池を交換するタイプでは、交換時期はおおむね10年です。「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、警報音が正常に鳴るかどうかが、確認してみましょう。設置から10年経過したものの、または警報音が鳴らない場合は交換しましょう。

いざという時に正常に作動するように、日ごろからお手入れや点検を定期的に行いましょう。

設置器具

煙式の住宅用防災機器（警報器または、報知設備）で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨しています。

日本消防検定協会NSマーク



取扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場にて販売されています。

悪質な訪問販売に注意！

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などを行う業者に注意してください（クーリングオフの対象になります）。

問合せ 消防本部予防課設備G

☎23-0419

# 11月は国民年金月間です

問合せ 保険年金課医療・年金G 内線2122  
中村年金事務所 ☎052-453-7200

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

## 国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国………国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担………私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制………物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証………生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料の控除の対象………確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金………けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

## 国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

### 第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

### 第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

### 第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

## 国民年金の保険料の納め方

### 第1号被保険者

- ・日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で直接金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- ・保険料は、月額16,490円(平成29年度)です。
- ・「口座振替」のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- ・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

### 第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

### 第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

## 国民年金保険料の後納制度

平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度をご利用できます。

## 保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により、経済的に保険料の納付が困難な場合、本人の申請により、前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。また、学生には学生納付特例制度があります。所得の審査対象者および内容は下表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,120				
半額免除	8,250				
4分の1免除	12,370				
納付猶予制度	0	されない			本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年間納付されないと「時効」として処理されますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納していただけます。

ただし2年度以上経過した期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度ですので年金受給額を満額に近づけるためには、前記期間内(10年間)に追納をしてください。

## ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。